

最低制限価格制度の導入について

最低制限価格制度・低入札価格調査制度に関するガイドライン（令和8年1月 県会計局審査指導課）に基づき、福井県下水道公社の物品等の発注において、労務費や原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、**令和8年4月1日付けの契約から、庁舎その他施設の維持管理業務委託において競争入札を行う案件について適用します。**

1 対象とする契約

庁舎その他施設にかかる維持管理業務を対象とします。

例) 清掃、警備（機械警備を除く）、設備保守点検など

2 最低制限価格の設定

予定価格に100分の75から100分の92を乗じた額の範囲内で案件ごとに設定します。

3 制度の概要

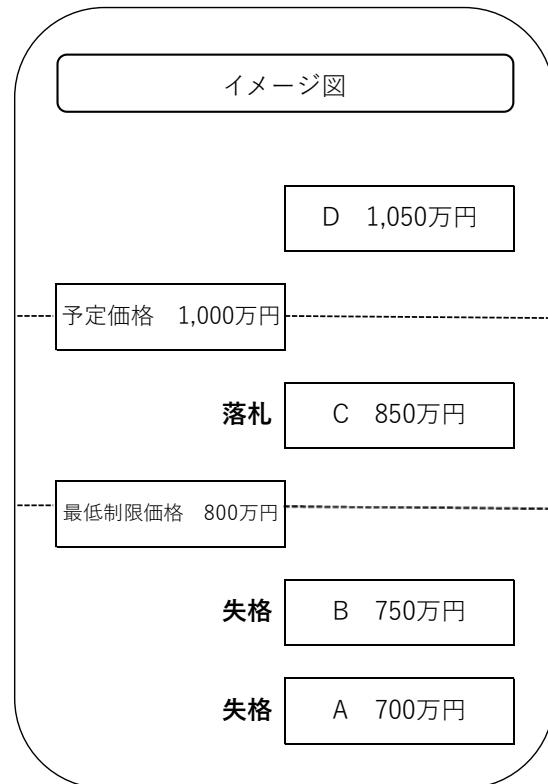
別紙1 参照

4 その他

制度に関する詳細については、県ホームページ（福井県の物品等電子入札）、公益財団法人福井県下水道公社最低制限価格制度実施要領をご確認ください。

最低制限価格制度

予定価格の制限の範囲内において、最低制限価格以上かつ最も低い価格の者を落札者とします。



予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上かつ最も低い価格の者（C）が落札者となる。

最低制限価格は、予定価格の 75/100～92/100 の範囲内で設定